

職業実践専門課程等の基本情報について

学校名		設置認可年月日		校長名		所在地				
長野救命医療専門学校		平成18年3月10日		中村 哲也		〒 389-0516 (住所) 長野県東御市田中66-1 (電話) 0268-64-6699				
設置者名		設立認可年月日		代表者名		所在地				
学校法人成田会		平成9年3月28日		我妻 忠夫		〒 386-0012 (住所) 長野県上田市中央2-13-27 (電話) 0268-23-3800				
分野	認定課程名	認定学科名		専門士認定年度	高度専門士認定年度	職業実践専門課程認定年度				
医療	医療専門課程	柔道整復師学科		平成19(2007)年度	-	平成28(2016)年度				
学科の目的	本学科は、学校教育法第124条並びに柔道整復師法に基づき、柔道整復術に必要な知識並びに技術を習得し、柔道整復師としての業務を適切に実行できる人材を育成することを目的とする。									
学科の特徴(取得可能な資格、中退率等)	柔道整復師国家資格、講道館柔道初段、専門士 中退率: 6.66%(令和4年度)									
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数			講義	演習	実習	実験	実技	
3年	昼間	※単位時間、単位いずれかに記入 2,880 単位時間 単位			2,190 単位時間 単位	単位時間 単位	240 単位時間 単位	単位時間 単位	450 単位時間 単位	
生徒総定員	生徒実員(A)	留學生数(生徒実員の内数)(B)		留學生割合(B/A)						
90人	55人	0人		0%						
就職等の状況	■卒業者数(C)		:		11		人			
	■就職希望者数(D)		:		11		人			
	■就職者数(E)		:		9		人			
	■地元就職者数(F)		:		8		人			
	■就職率(E/D)		:		82		%			
	■就職者に占める地元就職者の割合(F/E)		:		89		%			
	■卒業者に占める就職者の割合(E/C)		:		82		%			
	■進学者数		:		0		人			
	■その他		:							
	アルバイト:2人									
(令和4年度卒業者に関する令和5年5月1日時点の情報)										
■主な就職先、業界等										
(令和4年度卒業生)										
接骨院・整形外科クリニック・介護福祉施設										
第三者による学校評価	■民間の評価機関等から第三者評価: ※有の場合、例えば以下について任意記載				無					
	評価団体:			受審年月:	評価結果を掲載したホームページURL					
当該学科のホームページURL	https://nagano-kyumeiryoku.ac.jp/									
企業等と連携した実習等の実施状況(A、Bいずれかに記入)	(A: 単位時間による算定)									
	総授業時数					240 単位時間				
	うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数					単位時間				
	うち企業等と連携した演習の授業時数					単位時間				
	うち必修授業時数					240 単位時間				
	うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数					240 単位時間				
	うち企業等と連携した必修の演習の授業時数					単位時間				
	(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)					単位時間				
	(B: 単位数による算定)									
	総授業時数					単位				
うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数					単位					
うち企業等と連携した演習の授業時数					単位					
うち必修授業時数					単位					
うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数					単位					
うち企業等と連携した必修の演習の授業時数					単位					
(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)					単位					
教員の属性(専任教員について記入)	① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを合算して六年以上となる者				(専修学校設置基準第41条第1項第1号)		3人			
	② 学士の学位を有する者等				(専修学校設置基準第41条第1項第2号)		1人			
	③ 高等学校教諭等経験者				(専修学校設置基準第41条第1項第3号)		人			
	④ 修士の学位又は専門職学位				(専修学校設置基準第41条第1項第4号)		人			
	⑤ その他				(専修学校設置基準第41条第1項第5号)		2人			
	計						6人			
	上記①～⑤のうち、実務家教員(分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を想定)の数						5人			

1. 「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

(1)教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針

本校の教育目標を実現するために、病院・消防署・企業等と連携し、職業に必要な実践的・専門的な教育課程を編成して、授業や実習の方法の改善・工夫に努めるものとする。

医療従事者として求められる人材育成のため、本校では次の4つの視点に重点を置いている。

(2)教育課程編成委員会等の位置付け

※教育課程の編成に関する意思決定の過程を明記

教育課程編成委員会は、学則第40条並びに教育課程編成委員会規定に基づき年2回開催され、各委員は授業科目の見直しや授業方法の改善点について、柔道整復師学科長に提言を行う。学科長はその提言を参考にし、さらに他の教職員、長野県柔道整復師会、地域接骨院等と連携し、職業に必要な実践的・専門的な教育課程を編成して、授業や実習の方法の改善・工夫に努める。

(3)教育課程編成委員会等の全委員の名簿

令和5年5月1日現在

名前	所属	任期	種別
原 瑠理香	上田中央消防署(救急救命士)	令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年)	①
田中 健司	たなか整骨院 院長	令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年)	③
勝見 藤一	東御市立東部中学校 元校長	令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年)	①
網島 由紀子	A-line株式会社 代表取締役社長	令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年)	③
蓑輪 良江	東御市立田中小学校 教頭	令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年)	①
下里 貴志	東御市立東部中学校 教頭	令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年)	①
佐藤 誠	東御清翔高等学校 教頭	令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年)	①
田中 健司	上田柔道協会	令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年)	①
中村 哲也	長野救命医療専門学校 校長	令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年)	—
瀧野 昌也	長野救命医療専門学校 救急救命士学科長	令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年)	—
檜原 康之	長野救命医療専門学校 柔道整復師学科長	令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年)	—
佐々木 大	長野救命医療専門学校 事務長	令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年)	—

※委員の種別の欄には、企業等委員の場合には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。(当該学校の教職員が学校側の委員として参画する場合、種別の欄は「—」を記載してください。)

- ①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員(1企業や関係施設の役職員は該当しません。)
- ②学会や学術機関等の有識者
- ③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

(4)教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期

(年間の開催数及び開催時期)

年2回(5月、2月)

(開催日時(実績))

第1回 令和4年6月9日 14:00～16:30

第2回 令和5年2月16日 14:00～16:00

0

(5)教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

※カリキュラムの改善案や今後の検討課題等を具体的に明記。

※カリキュラムの改善案や今後の検討課題等を具体的に明記。

・卒業後の進路のニーズに合わせたカリキュラムの研究をしていく。(接骨院勤務だけでなく、福祉施設やスポーツ関連職種への対応)

・開校時から使用している教材や施設については、予算化し、新しいものに入れ替えを検討。

2. 「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習（以下「実習・演習等」という。）の授業を行っていること。」関係

(1) 実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針

柔道整復師は絶えず勉学に親しみ、数多くの臨床を経験し業務を全うしなければならない。そのために医療分野だけでなく、福祉分野、スポーツ分野などの業務内容を把握し、それらを取り巻く広い知識を習得する必要がある。本校の柔道整復師学科では、接骨院、福祉施設等との連携を図ることにより、学術、技術の研鑽はもとより、豊かな感受性を養い、患者に慈愛を持って接することができるように心がける。

(2) 実習・演習等における企業等との連携内容

※授業内容や方法、実習・演習等の実施、及び生徒の学修成果の評価における連携内容を明記

○ 柔道Ⅰ～Ⅲ

A 実習・演習等の目的及び概要

1. 柔道整復師に必要な観察・評価と処置の実際を体験し、知識、技術を向上させる。
2. 柔道整復師の業務について理解を深める。
3. 接骨院の機能と柔道整復師の役割を知る。
4. 患者さんへの接し方を学び、接遇に役立てる。
5. 柔道を通し、柔道整復師の歴史的、手技的、精神的意義を学ぶ。

B 企業等との連携の基本方針

柔道整復師は絶えず勉学に親しみ、数多くの臨床を経験し業務を全うしなければならない。そのために医療分野だけでなく、スポーツ分野などそれを取り巻く広い知識を習得する必要がある。企業等との連携を図ることにより、学術、技術の研鑽はもとより、豊かな感受性を養い、患者に慈愛を持って接することができるように心がける。

C 学修成果の評価方法

実技試験を1, 2年次は年4回、3年次は半期2回実施し、得点に応じA～Dの4段階で評価する。

○ 柔道整復実技Ⅰ

A 実習・演習等の目的及び概要

1. 柔道整復師に必要な観察・評価と処置の実際を体験し、知識、技術を向上させる。
2. 柔道整復師の業務について理解を深める。
3. 接骨院の機能と柔道整復師の役割を知る。
4. 患者さんへの接し方を学び、接遇に役立てる。
5. 柔道を通し、柔道整復師の歴史的、手技的、精神的意義を学ぶ。

B 企業等との連携の基本方針

柔道整復師は絶えず勉学に親しみ、数多くの臨床を経験し業務を全うしなければならない。そのために医療分野だけでなく、スポーツ分野などそれを取り巻く広い知識を習得する必要がある。企業等との連携を図ることにより、学術、技術の研鑽はもとより、豊かな感受性を養い、患者に慈愛を持って接することができるように心がける。

C 学修成果の評価方法

(3) 具体的な連携の例 ※科目数については代表的な5科目について記載。

科目名	科目概要	連携企業等
柔道Ⅰ～Ⅲ	週1回の講義・実技の授業で専任教員と連携し、柔道に関して「武道」と「柔術」の両面から理解するために、実績のある講師を招聘している。さらに、地域の柔道大会に参加することで、スポーツ分野における柔道整復師の役割の理解につなげている。	たなか整骨院
柔道整復実技Ⅰ	柔道整復師を目指す学生たちに、必要な知識と技術を養わせ、接骨院での患者に対する接遇や、医療モラルを身に付ける。 内容としては、下肢に関する解剖学的、運動学的知識を学び、下肢の骨折に関する臨床的実技を身に付ける。	くにとも鍼灸整骨院

3. 「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係

(1) 推薦学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針

※研修等を教員に受講させることについて諸規程に定められていることを明記

- 一般財団法人日本救急医療財団、全国救急救命士教育施設協議会等主催の各種講習会や研修会への参加。
- 研修会を通し、他校の授業計画やシラバスの情報の収集。
- 学科内において上記研修の報告会を行うとともに授業研究の実施。
- 学科長による授業参観、並びに教員間での授業研究会

(2) 研修等の実績

① 専攻分野における実務に関する研修等

研修名:	保険講習会	連携企業等:	長野県柔道整復師会
期間:	令和4年度	対象:	教員
内容	健康保険給付について、制度改正で変更された部分などの勉強会。		

② 指導力の修得・向上のための研修等

研修名:	学会主催研修会(WEB開催)	連携企業等:	日本柔道整復接骨医学会
期間:	令和4年度	対象:	教員
内容	知識を深め、学生指導力の強化を図る。		

研修名:	各種スポーツ大会救護(トレーナー活動)	連携企業等:	長野県中体連・高体連など
期間:	通年	対象:	教員、学生
内容	スポーツ大会での救護を実施し、必要があれば応急処置を行う。		

(3) 研修等の計画

① 専攻分野における実務に関する研修等

研修名:	保険講習会	連携企業等:	長野県柔道整復師会
期間:	令和5年度	対象:	教員
内容	健康保険給付について、制度改正で変更された部分などの勉強会。		

② 指導力の修得・向上のための研修等

研修名:	各種スポーツ大会救護(トレーナー活動)	連携企業等:	長野県中体連・高体連など
期間:	通年	対象:	教員、学生
内容	スポーツ大会での救護を実施し、必要があれば応急処置を行う。		

4. 「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

(1) 学校関係者評価の基本方針

自己評価とともに学校関係者評価をとおして、本校の学校運営並びに教育活動の向上を図る。

評価委員会は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- ①学校経営 ②教育理念と学校運営 ③教育活動と学生支援 ④教育環境 ⑤学校評価と情報発信

⑥その他必要と認める事項

評価委員会の委員名並びに評価結果について、学校要覧並びに本校ホームページにて公表する。

(2) 「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1) 教育理念・目標	教育理念・目標
(2) 学校運営	学校運営
(3) 教育活動	教育活動
(4) 学修成果	学修成果
(5) 学生支援	学生支援
(6) 教育環境	教育環境
(7) 学生の受入れ募集	学生募集
(8) 財務	財務
(9) 法令等の遵守	法令等の順守
(10) 社会貢献・地域貢献	社会貢献・地域貢献
(11) 国際交流	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3) 学校関係者評価結果の活用状況

学校関係者評価を通して教育内容の改善点を挙げ、次年度の教育活動の向上に繋げている。

(4) 学校関係者評価委員会の全委員の名簿

名 前	所 属	任期	種別
中村 文彦	東御消防署	令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年)	地域消防署役職員
石坂 秀司	長野県柔道整復師会	令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年)	地域柔道整復師会役員
森田 幸雄	小県医師会	令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年)	地域医師会役職員
盛野 憲俊	東御市立東部中学校	令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年)	地域中学校長
上原 浩子	長野県東御清翔高等学校	令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年)	地域高等学校長
宮田 暉朗	上田女子短期大学	令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年)	大学教員(元)
宮原 信一	上田市立第四中学校	令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年)	教育関係有識者
増田 勝仁	東御市社会福祉協議会	令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年)	福祉関係有識者
長越 修一	東御市田中区	令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年)	地域自治会代表
足立 有佳	保護者会	令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年)	保護者代表
若狭 来夢	長野救命医療専門学校	令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年)	学生代表

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。

(例)企業等委員、PTA、卒業生等

(5) 学校関係者評価結果の公表方法・公表時期

(ホームページ)・広報誌等の刊行物・その他())

URL: <https://nagano-kyumeiryoku.ac.jp/pdf/kankeishahyouka.pdf>

公表時期: 令和5年10月1日

5. 「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1) 企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

企業等学校関係者に向けた情報の積極的提供は、学校要覧、パンフレットの配布とともに、定期的に広報誌を作成・配布をすることで、日常的に行う必要がある。さらに、社会一般に広く周知するために、情報をホームページに掲載し、公表を行っていく。そのために企業と連絡を取り合い、企業と学校各々で収集した業界の最新情報の共有と提供に努めていくことが大切である。

(2) 「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1) 学校の概要、目標及び計画	学校の概要、目標及び計画
(2) 各学科等の教育	各学科等の教育
(3) 教職員	教職員
(4) キャリア教育・実践的職業教育	キャリア教育・実践的職業教育
(5) 様々な教育活動・教育環境	様々な教育活動・教育環境
(6) 学生の生活支援	学生の生活支援
(7) 学生納付金・修学支援	学生納付金・修学支援
(8) 学校の財務	学校の財務
(9) 学校評価	学校評価
(10) 国際連携の状況	
(11) その他	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3) 情報提供方法

(ホームページ)・広報誌等の刊行物・その他())

URL: <https://nagano-kyumeiryoku.ac.jp/gakkoushokai/jouhoukoukai>

公表時期: 令和5年10月1日

授業科目等の概要

(医療専門課程 柔道整復師学科) 令和4年度																
分類	必修	選択必修	自由選択	授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	授業時数	単位数	授業方法			場所		教員		企業等との連携
									講義	演習	実験・実習・実技	校内	校外	専任	兼任	
	○			科学(基礎)	・基本的な教養を学ぶことで、柔道整復師にとって臨床に必要なコミュニケーション能力を身に付ける。 ・数学的なものの考え方を身に付けることで、理論的な思考能力を高め、広い視野で物事をとらえる力を養う。	1	60	4	○			○	○			
	○			科学(応用)	基本的なパソコンの取り扱いを学ぶことで、情報処理能力を身に付け、将来の職業に生かす。	1	60	4	○			○	○			
	○			英語	外国人に対して適切に英語で対応出来るようにする。仕事をする際に必要な用語を英語で言えるようにする。	1	60	4	○			○			○	
	○			体育	集団で体を動かすことによって基礎体力を維持するとともに、社会性・協調性・精神的充実感を得る。	1	60	2			○	○	○			
	○			解剖学Ⅰ	身体の運動器(骨格系・筋系)の構造を系統的に理解し、「細胞・組織の特性」、「骨の構造、各部位の名称、関節の構造」、「筋の構造、各筋の起始・停止・作用・支配神経」について理解し説明できることを目標とする。	1	90	3	○			○			○	
	○			解剖学Ⅱ	内臓系(消化器・呼吸器・泌尿器・生殖器)・内分泌系・神経系の構造について理解し説明できることを目標とする。	2	90	3	○			○			○	
	○			生理学Ⅰ	人体の正常な働き・機能を単元別に理解する。	1	90	3	○			○			○	
	○			生理学Ⅱ	生命現象の営みを、主として機能的な面から自然科学的に究明する。日々の生活における身体活動とこの学問が密接な繋がりを持つことを授業において理解させ、学習意欲の向上に結び付ける。	2	60	2	○			○			○	
	○			高齢者、競技者生理学的特徴	今日の高齢社会を踏まえ、老化および加齢に伴う生理的变化とその特徴を理解し施術を行う場合の留意点を理解する。競技者に対する、生理的变化とその特徴、施術に対する留意点などを理解する。	2	60	2	○			○			○	
	○			運動学	人体は常時解剖学的正位をとっているわけではない。日常の運動・動作というものを解剖学・生理学をあてはめて一つ一つの動作にどのような事が起こっているかを理解する。	1	60	2	○			○			○	
	○			病理学概論	疾病の5つの分類を通して疾病の原因や病態を学び、具体的な疾病名を関連付ける。	2	60	2	○			○			○	
	○			一般臨床医学	1. 柔道整復師として知るべき臨床医学全般の基本的な知識と考え方を身に付ける。 2. 柔道整復の業務に直接関連するキーワードについては簡潔に説明できる。	2	60	2	○			○			○	

13	○		外科学概論	外科学の基礎を知る。	3	60	2	○		○	○			
14	○		整形外科	整形外科の基礎を知る	3	60	2	○		○	○			
15	○		リハビリ	医師や理学療法士と病院・医院等でメディカルとして知見をし合える柔道整復リハビリテーションを学修する。	2	60	2	○		○		○		
16	○		衛生・公衆衛生学	人々の傷病を予防し健康を保持増進するために家庭・学校・職場地域社会における対応が必要である。将来医療人として社会に役立つ人材を育成するための知識の習得を目指す。	1	60	2	○		○			○	
17	○		柔道整復術の適応	柔道整復師の適応を知る。	2	60	2	○		○			○	
18	○		柔道Ⅰ	柔道の精神・体力・技の理合など基本的事項を理解させる。柔道経験がなく入学した学生の技能習熟の到達目標を柔道初段の取得に置き、初段程度の技量を習得させる。柔道を体験しながら柔道の良さを知る。対	1	60	2	○		○		○	○	○
19	○		柔道Ⅱ	柔道の精神・体力・技の理合など基本的事項を理解させる。柔道経験がなく入学した学生の技能習熟の到達目標を柔道初段の取得に置き、初段程度の技量を習得させる。柔道を体験しながら柔道の良さを知る。対	2	60	2	○		○		○	○	○
20	○		柔道Ⅲ	柔道の精神・体力・技の理合など基本的事項を理解させる。柔道経験がなく入学した学生の技能習熟の到達目標を柔道初段の取得に置き、初段程度の技量を習得させる。柔道を体験しながら柔道の良さを知る。对人的技能との関連で基本動作を習得しながら得意技を作る。	3	30	1	○		○		○	○	○
21	○		関係法規	柔道整復師法を学ぶとともに医事福祉法規を学び医療従事者としても必要な知識や理解を得る。	3	60	2	○		○			○	
22	○		職業倫理	医療従事者の職業倫理、患者への対応、社会的責任について学習する。	1	30	1	○		○			○	
23	○		社会保障制度	社会保障制度を学び、接骨院の社会的立場を認識し、適切な対応ができるようにする。	3	30	1	○		○			○	
24	○		基礎柔道整復学Ⅰ	柔道整復学において骨損傷重要な分野であり、部位別骨折学の基礎となる骨折の概論を学ぶ。骨折の定義・分類・症状・合併症・治癒過程・年齢別損傷の特徴を理解する。また、軟部組織損傷の概要や修復過程のメカニズムを学ぶことで、外傷時に身体の内部でどのような現象が起きているのか理解することを目的とする。さらに評価・治療法はその後の治療成果において重要であり、固定法・後療法の種類、適応、禁忌等について学習する。	1	120	4	○		○			○	○
25	○		基礎柔道整復学Ⅱ	柔道整復学の総論を学ぶ	3	150	5	○		○			○	
26	○		外傷保存療法経過、治癒	外傷性疾患の保存療法における経過、治癒判断について学習する。	2	30	1	○		○			○	

27	○		柔道整復学各論Ⅰ	各部位での骨折損傷について、発生機序・特徴・骨片転位・症状・合併症・整復法・固定法・後療法について柔道整復師として必要な知識を学習し、理解する。	2	60	2	○		○	○	○		
28	○		柔道整復学各論Ⅱ	脱臼について、発生機序や症状、骨折との鑑別を学び臨床でも役立つようにする。	2	60	2	○		○	○			
29	○		柔道整復学各論Ⅲ	軟部組織損傷の概要や修復過程のメカニズムを学ぶことで、外傷時に身体の内部でどのような現象が起きているのか理解する。また、顎関節・体幹・脊柱の軟部組織損傷における各疾患の特徴を理解し、正確に評価する方法を修得する。	2	60	2	○		○	○	○		
30	○		物理療法機器等の取り扱い	柔道整復師としての臨床経験を生かし、将来柔道整復師を目指す学生たちに必要な知識と技術を養うとともに、接骨院での患者に対する接遇や、医療モラルを教育する。	1	30	1	○		○	○			
31	○		臨床的判定(画像診断)	柔道整復師は外傷を扱う関係上、他職種との連携が必要である。そのためレントゲンなどの画像を読み取れるようにする。	2	60	2	○		○		○		
32	○		臨床柔道整復学	3年間の柔道整復学理論の総まとめ及び認定実技審査において理論と実技を学ぶ。また後半では、学生の苦手分野を無くすようにし、国家試験合格に向けて力を付けていく。	3	330	11	○		○	○	○		
33	○		包帯実技	接骨院やスポーツ現場で必要な技術を身につける。1年次では、身体の各部による包帯法の基礎技術を身につけ、2年次では特に医療現場やスポーツ領域で扱うことの多い症例を中心に、診断・整復・固定までの過程を踏まえた実践的技術に応用する。	1・2	1年 30 2年 30	1 1 2 1			○	○	○	○	
34	○		柔道整復実技Ⅰ	・スポーツ現場で出会う主なスポーツ外傷・障害に関する初歩的知識の修得又救急現場でも実践できる救急法の修得を目指す。 ・下肢に関する解剖学的、運動学的知識を覚えて、下肢の骨折に関する臨床的実技・教科書的知識を理解する。	1	120	4			○	○	○	○	○
35	○		柔道整復実技Ⅱ	基本包帯法の復習及び実際の現場で観る機会が多いと思われる外傷について診断・整復・固定を学ぶ。柔道整復師としての自覚・モラルの教育・理論のみでなく、将来、臨床の場に出たときにしっかりと対応出来るように確かな技術の修得を目指す。	2	150	5			○	○	○	○	
36	○		柔道整復実技Ⅲ	柔道整復実技の応用を学ぶ。また、柔道整復師としての自覚・モラルの教育・理論のみでなく、将来、臨床の場に出たときにしっかりと対応出来るように確かな技術の修得を目指す。	3	120	4			○	○	○	○	

37	○		高齢者、競技者の外傷予防臨床実習前試験	今日の高齢社会を踏まえ、老化および加齢に伴う生理的变化とその特徴を理解し施術を行う場合の留意点を理解する。競技者に対する、生理的变化とその特徴、施術に対する留意点などを理解する。	3	60	2	○		○	○			
38	○		臨床実習	柔道整復師の臨床現場では、幅広い年齢層の患者さんを対象とすることが多い。その為コミュニケーション能力が必要とされる。臨床実習では言葉づかい・挨拶・医療人としての倫理観や立振る舞いを身につけることを目標とする。	1・2	1年90 2年90	1年2 2年2		○	○	○			
39		○	山岳救命コース（登山実習）	春と秋の登山実習、冬の雪上訓練を行うことで、山中や雪中での応急手当てを体験する	2・通	30			○	○	○			
40		○	国家試験対策講座	柔道整復師国家試験の合格を目指す。	3年間	450		○		○	○			
合計						41	科目	100 単位 (3390単位時間)						

卒業要件及び履修方法		授業期間等	
卒業要件:	進級及び卒業の認定は、試験の成績、臨床実習の評価、出欠席状況等について評定のうえ、教員会の議を経て、校長が行う。	1 学年の学期区分	2 期
履修方法:	進級及び卒業の認定は、試験の成績、臨床実習の評価、出欠席状況等について評定のうえ、教員会の議を経て、校長が行う。	1 学期の授業期間	15 週

(留意事項)

- 1 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、主たる方法について○を付し、その他の方法について△を付すこと。
- 2 企業等との連携については、実施要項の3(3)の要件に該当する授業科目について○を付すこと。